

香取市共通封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香取市が使用する共通封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載を適正に行うため、香取市広告掲載要綱（平成20年香取市告示第183号。以下「要綱」という。）及び香取市広告掲載基準（平成20年香取市制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(封筒の種類等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、封筒の数量、広告の規格、広告の掲載位置及び広告掲載料金については、別に定める。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、広告を印刷した封筒の在庫がなくなるまでとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、市ホームページ等で公募するものとする。ただし、公募による応募者の数が募集した数に満たないときは、任意の方法により広告の募集を行うことができる。

2 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の数が募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠の利用を認めることができるものとする。

(掲載の申込み)

第5条 申込者は、香取市共通封筒広告掲載申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

(1) 広告の原稿

(2) 申込者の業種及び業務内容が分かる書類

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合は、要綱及び基準に基づき、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の内容が適当であると認められるものが募集する広告の枠数を超えたときは、次に掲げる順位により掲載の可否を決定するものとする。

(1) 市内に住所又は事業所を有する者の広告

(2) 公益を目的とする事業を行う者の広告

2 市長は、前項の規定によっても広告掲載の募集数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、前各項により決定した内容を香取市共通封筒広告掲載（不掲載）決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料金の納付）

第7条 前条第1項又は第2項の規定により掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料金を納付しなければならない。

（広告の内容、デザイン等の変更指示）

第8条 市長は、掲載する広告の内容、デザイン等が要綱又は基準に違反していると判断したときは、第6条第1項又は第2項の規定による広告掲載の決定の前後にかかわらず、その内容、デザイン等の変更を指示することができる。

（広告掲載の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消し、又は中止するものとする。

(1) 広告主が、前条の規定による掲載する広告の内容、デザイン等の変更の指示に従わないとき。

(2) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は中止したときは、香取市共通封筒広告掲載取消等通知書（別記第3号様式）により当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載料金の還付）

第10条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は、還付するものとする。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負い、苦情等何ら

かの問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 広告主は、第9条の規定により広告の掲載が取り消され、又は中止されたときは、当該取消し等に伴う広告が掲載された封筒の補正等に要する経費を負担するものとする。ただし、広告主の責によらない理由による場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

香取市共通封筒広告掲載申込書

年 月 日

香取市長 様

申込者 所在地
名 称
代表者職・氏名
電話番号
E-mail
担当者職・氏名

㊦

香取市共通封筒広告掲載要領第 5 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1. 希望枠数

申込みの封筒	長形 3 号封筒	枠
	角形 2 号封筒	枠

2. 添付書類

- (1) 広告の原稿
- (2) 申込者の業種及び業務内容が分かる書類

3. 確認事項

<input type="checkbox"/>	香取市広告掲載要綱、香取市広告掲載基準及び香取市共通封筒広告掲載要領の内容を遵守します。
<input type="checkbox"/>	香取市暴力団排除条例（平成 24 年香取市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。

第2号様式（第6条第3項）

第 号
年 月 日

様

香取市長 印

香取市共通封筒広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった香取市共通封筒への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載します。

- (1) 掲載媒体 長形3号封筒 角形2号封筒
- (2) 広告の位置
- (3) 掲載枠数
- (4) 掲載期間 年 月 日から広告掲載封筒の在庫がなくなるまで
- (5) 掲載料金 円（税込）
- (6) 掲載料金支払期限 年 月 日
- (7) その他留意事項

香取市広告掲載要綱、香取市広告掲載基準及び香取市共通封筒広告掲載要領の内容を遵守すること。

2 掲載しません。

(理由)

第3号様式（第9条第2項）

第 号
年 月 日

様

香取市長 印

香取市共通封筒広告掲載取消等通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲載について、次の理由により掲載の決定を取り消し、又は掲載を中止したので通知します。

（取消等の理由）